

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に関する Q&A

(厚生労働省通知より抜粋)

(平成23年3月29日)

●子宮頸がんワクチンの供給不足について

質問内容	回答
<p>・平成22年度に高校1年生を事業の対象としていなかった場合にも、平成23年度に高校2年生を対象として事業を行うことはできますか。</p>	<p>・今般の措置は、平成23年3月にワクチンの供給量が不足したことによるものであり、平成22年度に高校1年生相当の者を事業の対象としていなかった場合には、平成23年度に高校2年生相当の者を対象として事業を行うことはできません。</p>
<p>・いつ頃になったら、新たな1回目の接種ができるようになりますか。</p>	<p>・新たな1回目の接種を行うことのできる時期は定まっていますが、夏頃までには順次このためのワクチンが供給される見込みです。</p> <p>・なお、製造販売業者からは、現時点で供給できるのは、3月に1回目の接種を差し控えるようお願いする以前に1回目の接種を行った方々への2回目、3回目の接種分に限られていると聞いており、引き続き1回目の接種を差し控えるようお願いいたします。</p>
<p>・事務連絡において、当分の間、高校2年生でも事業対象とできる、とされていますが、当分の間とは、いつまでですか。</p>	<p>・平成22年度に高校1年生相当の者を事業の対象としていた市町村において、ワクチンの不足により平成22年度中に接種が開始できず、平成23年度に高校2年生相当となった者については、平成23年9月末日までに接種を開始した場合に事業の対象とできることとします。</p>
<p>・供給量不足により、2回目以降の接種が遅れた場合でも、事業の対象となりますか。</p>	<p>・4月1日付で実施要領の改正を行い、供給量の不足などやむを得ない事情で標準的な接種間隔から遅れた場合は、接種ができるようになった時点で速やかに接種する場合も、事業の対象とすることとします。</p>
<p>・接種の一時的見合わせにより、平成24年3月末までに接種を終えることができなくなってしまった場合、平成24年4月以降に接種した分は、事業の対象となりますか。</p>	<p>・現時点では、事業の実施期間は平成23年度末までです。</p>
<p>・供給量不足により、2回目以降の接種が遅れた場合には、どのように接種すればいいですか。</p>	<p>・接種ができるようになった時点で、なるべく速やかに接種してください。</p>
<p>・供給量不足により、2回目以降の接種が遅れた場合でも、ワクチン接種の効果はありますか。</p>	<p>・ワクチン接種後の免疫への効果については、仮に接種が多少遅れたとしても、一般に、大きな差はないとされていますが、2回目以降の接種はできるだけ遅れないよう、1回目の接種よりも優先して実施するようお願いしています。</p>

<p>・1回目の接種差し控えを行っている間に、1回目の接種を受けた場合、事業の対象となりますか。</p>	<p>・事業の対象となります。</p>
<p>・1回目の接種差し控えを行っている間に、ワクチン接種を行った場合の健康被害救済はどのようになりますか。</p>	<p>・取り扱いは通常と変わりません。</p>
<p>・供給量不足によって、通常と異なる接種間隔で接種する場合がありますが、その場合の健康被害救済はどのようにになりますか。</p>	<p>・接種の一時的見合わせによって通常の接種間隔から遅れ、接種ができるようになった時点で速やかに接種する場合に、そのことのみを理由として健康被害救済の対象から外れることはありません。</p>
<p>・供給量不足により、基金事業の対象期間に接種が完了しないことが想定されますが、その場合に基金の延長は行われますか。</p>	<p>・現時点では、事業の実施期間は平成23年度末までです。年間を通じての供給量は確保されていると聞いていますが、事業の期間内に十分なワクチンの供給が行われるよう、製造販売業者に引き続き要請しています。</p>

厚生労働省ホームページ（ワクチン接種緊急促進事業について）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/index.html#no3>